



資料編



1 横須賀市児童福祉審議会条例

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3第4項の規定に基づく児童福祉に関する審議会、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する審議会並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援に関する審議会としての調査審議等を行うため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第3条 審議会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の調査期間とする。

（委員長等）

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を検討するため、次の各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 措置分科会
- (2) 子ども育成分科会
- (3) 子ども人権審査分科会
- (4) 児童虐待検証分科会
- (5) 事件・事故検証分科会
- (6) 子ども・子育て分科会

2 専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。

3 審議会は、専門分科会の決議（重要又は異例な事項を除く。）をもって審議会の決議とする。

(専門分科会会長等)

第8条 専門分科会に専門分科会会長及び副専門分科会会長を置く。

2 専門分科会会長は、専門分科会の委員の互選により選出し、副専門分科会会長は、専門分科会会長が指名する専門分科会の委員をもって充てる。

3 専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

2 横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、「審議会等の設置及び運営に関する要綱」に定めるもののほか、横須賀市児童福祉審議会（専門分科会を含む。以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、措置分科会、子ども人権審査分科会、児童虐待検証分科会及び事件・事故検証分科会を除き、原則として公開とする。ただし、審議会の検討内容等の都合若しくは緊急を要する案件を調査検討するため審議会開催の周知が図れない場合は、委員長若しくは各専門分科会会長（以下「委員長等」という。）の判断によりこれを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見るところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長等の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 委員長等が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式（第4条第1項関係）

No. 横須賀市児童福祉審議会
傍 聴 章
（お帰りの際は事務局へお返してください。）

3 横須賀市児童福祉審議会子ども・子育て分科会委員名簿

(順不同 敬称略)

氏名	所属
石井 香	市民公募
一之瀬 幸生	利用者公募
岩波 啓之	横須賀市私立幼稚園協会顧問
織田 俊美	横須賀市青少年育成推進員連絡協議会会長
菊池 匡文	横須賀商工会議所
木津 りか	横須賀市医師会
小谷 亜弓	横須賀市小学校校長会
五本木 愛	利用者公募
○新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科教授
杉本 純子	市民公募
鈴木 立也	横須賀市社会福祉協議会会長
新平 鎮博 (第20回まで)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
久保山 茂樹 (第21回から)	
檜山 直春	横須賀市民生委員児童委員協議会主任児童委員
松本 敬之介	横須賀市子ども会指導者協議会事務局長
宮嶋 美紗	利用者公募
宮田 丈乃	横須賀市保育会会長
◎室谷 千英	社会福祉法人日本医療伝道会常務理事
望月 幸治 (第20回まで)	横須賀市中学校校長会
島川 浩一 (第21回から)	
吉田 裕一	横須賀市学童保育連絡協議会会長

◎は分科会長、○は副分科会長

4 横須賀子ども未来プラン策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 30 年 6 月 28 日	■市長が児童福祉審議会に市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を諮問。計画の検討を児童福祉審議会子ども・子育て分科会に付託
平成 30 年 6 月 28 日	○第 16 回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 社会的養護推進計画の策定について (2) 平成 29 年度 横須賀子ども未来プランの取り組み状況について
平成 30 年 8 月 23 日	○第 17 回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 次期横須賀子ども未来プランの策定について (2) ニーズ調査及び子どもの生活等に関する実態調査について
平成 30 年 10 月 18 日	○第 18 回子ども・子育て分科会 (議題) (1) ニーズ調査及び子どもの生活等に関する実態調査について (2) 横須賀市の子育てを取り巻く状況について (その他) (1) (仮称) 放課後児童対策事業計画(素案)について(中間報告) (2) 今後のスケジュールについて
平成 30 年 11 月 12 日	■横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査 (11月12日から12月3日)
平成 30 年 11 月 16 日	■子どもの生活等に関する実態調査 (11月16日から12月7日)
平成 31 年 1 月 17 日	○第 19 回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 横須賀市の子育てを取り巻く状況について (2) 区域設定について (3) 平成 31 年度教育・保育施設等の利用定員について (その他) (1) 次期横須賀子ども未来プラン策定のための調査についての結果報告(速報値) (2) 今後のスケジュールについて
平成 31 年 3 月 28 日	○第 20 回子ども・子育て分科会 (議題) (1) (仮称) 放課後児童対策事業計画の策定について (2) 次期横須賀子ども未来プラン策定のための調査についての結果報告について (3) 次期横須賀子ども未来プランで取り組む課題整理について (その他) (1) 今後のスケジュールについて
令和元年 5 月 16 日	○第 21 回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 次期横須賀子ども未来プラン策定について (その他) (1) 平成 31 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について (2) 今後のスケジュールについて

年 月 日	策 定 経 過
令和元年7月4日	○第22回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 平成30年度 横須賀子ども未来プランの取り組み状況について (2) 次期横須賀子ども未来プラン策定について (3) 量の見込みの推計について (その他) (1) 今後のスケジュールについて
令和元年8月22日	○第23回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 量の見込みの推計について (2) 次期横須賀子ども未来プランの策定について (その他) (1) 今後のスケジュールについて
令和元年10月7日	○第24回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 量の見込み及び確保方策について (2) 次期横須賀子ども未来プランの策定について (その他) (1) 今後のスケジュールについて
令和元年11月18日	○第25回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 横須賀市社会的養育推進計画(パブリック・コメント手続案)について (2) 第2期横須賀子ども未来プラン(パブリック・コメント手続案)について (報告事項) (1) 横須賀市公立保育園再編実施計画について (その他) (1) 今後のスケジュールについて
令和元年12月6日	■第2期横須賀子ども未来プラン(案)パブリック・コメント手続実施 (12月6日から12月27日)
令和2年2月13日	○第26回子ども・子育て分科会 (議題) (1) 横須賀市社会的養育推進計画パブリック・コメント手続(意見募集)結果について (2) 横須賀市社会的養育推進計画について (3) 第2期横須賀子ども未来プランパブリック・コメント手続(意見募集)結果について (4) 第2期横須賀子ども未来プランについて (5) 令和2年度教育・保育施設等の利用定員について
令和2年2月13日	■児童福祉審議会が市長に市町村子ども・子育て支援事業計画を答申

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査目的

子ども・子育て支援法第61条の規定による子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）の策定に資する情報を収集することを目的とするとともに、第2期計画策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とする。

(2) 調査対象

① 就学前児童

住民基本台帳から、市内在住の就学前児童を年齢別・地域別に3,000人を無作為抽出

② 小学生児童

住民基本台帳から、市内在住の小学生を年齢別・地域別に3,000人を無作為抽出

(3) 調査期間・方法

平成30年11月12日から平成30年12月3日までを調査期間とし、郵送配布・郵送回収により調査を実施した。

(4) 配布・回収状況

■ 調査票の配布・回収状況

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	3,000	1,774	59.1
小学生の保護者	3,000	1,849	61.6

■ 年齢別回収状況(就学前児童)

年齢	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
0歳	436	248	56.9
1歳	474	275	58.0
2歳	504	301	59.7
3歳	520	310	59.6
4歳	528	312	59.1
5歳	538	305	56.7
全体	3,000	1,774	59.1

※ アンケート調査票の「子どもの生年月」が無回答であったサンプルが存在するため、0～5歳の調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

■ 行政センター別回収状況(就学前児童)

年齢	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
本庁	422	219	51.9
追浜	294	172	58.5
田浦	92	44	47.8
逸見	44	18	40.9
衣笠	508	284	55.9
大津	310	162	52.3
浦賀	270	147	54.4
久里浜	464	265	57.1
北下浦	300	145	48.3
西	296	141	47.6
全体	3,000	1,774	59.1

※ アンケート調査票の「居住地区」が無回答であったサンプルが存在するため、各行政センターの調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

■ 年齢別回収状況（小学生）

年齢	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
1年生	472	305	64.6
2年生	496	321	64.7
3年生	504	310	61.5
4年生	492	300	61.0
5年生	512	304	59.4
6年生	524	304	58.0
全体	3,000	1,849	61.6

※ アンケート調査票の「子どもの学年」が無回答であったサンプルが存在するため、1～6年生の調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

■ 行政センター別回収状況（小学生）

年齢	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
本庁	426	226	53.1
追浜	256	166	64.8
田浦	114	77	67.5
逸見	52	22	42.3
衣笠	508	250	49.2
大津	302	169	56.0
浦賀	336	186	55.4
久里浜	432	233	53.9
北下浦	280	137	48.9
西	294	150	51.0
全体	3,000	1,849	61.6

※ アンケート調査票の「居住地区」が無回答であったサンプルが存在するため、各行政センターの調査票回収数の合計と、全体の調査票回収数は一致しない。

6 子どもの生活等に関する実態調査結果の概要

(1) 調査目的

横須賀市内の小中学生及びその家庭における生活実態を調査し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する施策等を検討するための基礎資料として活用することを目的とする。

(2) 調査対象

■ 調査対象

項目	内容
対象者	市立小学校5年生の全児童とその保護者 市立中学校2年生の全生徒とその保護者
抽出方法	悉皆調査

(3) 調査期間・方法

平成30年11月16日から平成30年12月7日までを調査期間とし、学校経由による配布・郵送回収により調査を実施した。

(4) 配布・回収状況

■ 調査票の配布・回収状況

調査種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
①小学5年生児童	3,148件	1,382件	1,382件	43.9%
②小学5年生保護者	3,148件	1,390件	1,390件	44.2%
③中学2年生生徒	3,192件	967件	967件	30.3%
④中学2年生保護者	3,192件	978件	978件	30.6%

7 パブリック・コメント手続の結果概要

(1) 意見募集期間

令和元年12月6日（金）から令和元年12月27日（金）まで

(2) 意見の提出者数と意見件数

意見募集に対し、19人から66件の意見の提出がありました。

① 提出方法別の意見提出者数

提出方法	人数
直接提出	0人
郵送	2人
ファクス	2人
E-mail	15人
合 計	19人

② 素案への意見件数

項 目	件数
第1章 横須賀子ども未来プランについて	0件
第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況	0件
第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性	2件
第4章 具体的な施策	55件
第5章 プランの達成状況の点検及び評価	0件
その他 第2期横須賀子ども未来プランの策定に関する意見	2件
その他意見	7件
合 計	66件

【具体的な施策の索引】

施策	ページ	関連ページ
あ行		
明日の文化の担い手の育成	81	
育児支援家庭訪問事業の推進	63・(87)	18・41・45・114・129
一時預かり事業の拡充	63	31・44・45・117
一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進	79	121
延長保育、休日保育の推進	61	43・45・119
か行		
かかりつけ医・薬局の確保	72	
学習支援員の配置	77	
学校外での多様な体験の推進	81	
学校における食育の推進	77	
家庭教育の推進	64	
家庭での養育支援の推進	93	131
家庭養護の充実	92	21・130・131
関係部局での相談体制の充実と情報提供	66・(78)	16
企業主導型保育所の設置支援	61・(84)	13・18・31・103
既存施設の活用の推進	80	
救急医療の充実	72	
教育・保育施設等の働く環境の充実	59	103
教育・保育等に関する経済的負担の軽減	68	38・121・124
経過健診（フォローアップ教室）の充実	90	
芸術鑑賞教育の実施	75	
健康教育の推進	76	
子育て家庭への経済的支援	94	18・24・38・103・124
子育てグループ等の活動支援	66	
子育て中の父親のネットワークづくり	67	
子育てに適する市営住宅の提供	67	
固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供	85	
子どもの権利擁護の推進	93	130
子どもの自立支援の推進	93	132・133
子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実	88	130
子どもの生活リズムの確立	75	
子どもの防火防災教育の推進	68	

()は再掲のページを表しています（以下同じ）

施策	ページ	関連ページ
か行 続き		
子どものライフステージに応じた支援	96	113・114・128・132
こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進	(62)・70・(87)	39・45・113・128
さ行		
市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和	67	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供	84	13・18・31
思春期の健康づくりの推進	76	
児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応	86・(92)	21・114・128
児童養護施設等の充実	93	23・132・133
社会環境健全化活動の推進	82	
社会的居場所づくり支援事業の充実	77・(96)	23
社会的養護にかかわる職員の資質の向上	93	130・131
社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実	96	23・132・133
就学前教育・保育と小学校教育の連携	59・(77)	124
主任児童委員の活動支援	67	
障害児入所施設の確保	91	
障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援	91	
障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備	90	
小児医療費助成事業の推進	67	
女性健康支援相談体制の推進	70	
ショートステイ事業の推進	63	18・40・45・114・129
「すかりぶ」の取り組み	68	
青少年関係団体の活動支援の推進	80	
青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発	82	
た行		
体験学習、交流活動の機会の充実	75	
体力づくりの推進	76	
多様な性の理解推進	76	
多様な保育サービスの充実	84	13・18・31・33・34・36・37・43・44・45・103・110・116・117・119・120・121・123
地域型保育事業の充実	60	31・33・34・35・36・103

施策	ページ	関連ページ
た行 続き		
地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実	62	16・39・45・110・111
地域資源や外部人材等を活用した指導の推進	74	
地域での相談体制の充実と情報提供	66・(78)	16・111
出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実	63・(71)	16・111
特定妊婦等への支援	87	
特定不妊治療費助成事業等の推進	69	
届出保育施設の育成	59	
な行		
乳児事故予防教室の実施	72	
乳幼児健康診査の推進	71	42
妊産婦健康診査の推進	71	41・45・112
妊産婦のケア体制の充実	(62)・70・(87)	16・18・41・45・110・128
妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供	71・(85)	
認定こども園への移行推進	60	31・33・34・35・36・37・103・123
妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発	72	
は行		
ひとり親家庭等の経済的支援	89・(95)	12・24
ひとり親家庭等の子育て・生活支援	89・(95)	12
ひとり親家庭等の就業支援	89・(95)	12・24
ひとり親家庭等の養育費確保支援	89・(95)	12・24
病児・病後児保育の充実	63	31・44・45・120
ピロリ菌対策事業	73	
ファミリー・サポート・センターの推進	63	40・45・115・117
不妊・不育専門相談センター事業の推進	69	
保育定員の拡充	60	13・31・33・34・35・36・37・45・103
放課後子ども教室の充実	79	121
放課後児童クラブの公設化の検討	79	121
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	79	31・43・45・121
防犯意識の啓発と防犯活動の推進	68	
保健、医療、福祉のネットワークづくり	66・(70)	114・128
ホームタウンチーム活動推進事業	75	
ま行		
むし歯及び歯周疾患予防の推進	72	

資料編



施策	ページ	関連ページ
や行		
幼児期における食育の推進	73	
幼児教育の推進	59	
幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保	59	103
幼稚園での預かり保育の拡充	61	44・45・116
幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発	64	
横須賀市公立保育園再編実施計画の推進	60	
予防接種の推進	72	
ら行		
療育相談センターの充実	90	
わ行		
若い世代のリーダー養成の充実	80	
若者の就労促進	81	

